

ホテル・旅館バリアフリー改修促進事業について

1 補助事業の目的

既存のホテル・旅館（以下「ホテル等」という。）のバリアフリー改修に係る費用に対して、県が市町と共に必要な補助を行うことにより、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が安心して旅行できる福祉のまちづくりを推進する。

2 補助概要

1) 補助対象者	既存のホテル等において旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を営む者（国又は地方公共団体を除く。）
2) 補助対象経費	高齢者、障害者等の利用に配慮した改修で、福祉のまちづくり条例（以下、条例という。）に規定する特定施設整備基準と同等以上のものに係る以下の経費 ①バリアフリー改修設計：5,000千円まで ②バリアフリー改修工事（EVあり）：36,000千円まで ③バリアフリー改修工事（EVなし）：16,000千円まで
3) 補助対象施設	敷地内通路、出入口、廊下、階段、便所、浴室、駐車場、案内設備等、客室、エレベーターその他の昇降機
4) 補助要件等	1 条例に定める特定施設整備基準と同等以上の改修 2 工事の着手までにチェック&アドバイス制度を活用 3 国の補助又は他の県補助を受ける場合は補助対象外 4 条例施行以後に建築され、建築工事着手時の条例に定める整備基準に適合していない建築物は補助対象外 5 建築確認申請又は条例に基づく届出が必要な行為は補助対象外。ただし、EV、車椅子利用者利用客室又は車椅子利用者利用便房が無い建築物にこれらを整備することが主な目的の増築については、この限りでない。 6 土地の売買に係る経費を補助対象外。
5) 負担割合	県 1/4 市町 1/4 事業者 1/2

（参考）補助対象となる事例

- ・ 条例施行前に建築され、現行の整備基準に適合しない既存不適格建築物が、現行の整備基準に適合するために行うバリアフリー化整備。
 （例）客室数 50 室以上のホテルに車椅子利用者利用客室を整備
 エレベーターがない 2,000 m²以上の旅館にエレベーターを整備
- ・ 条例施行後に建築され、現行の整備基準に適合する建築物が、適用規模以上の整備基準に適合するために行うバリアフリー化整備。
 （例）客室数 50 室未満のホテルに車椅子利用者利用客室を整備
 エレベーターがない 2,000 m²未満の旅館にエレベーターを整備